

松本市エコトピア山田環境保全協議会設置運営要綱

平成11年3月31日

告示第106号

改正 平成16年6月10日告示第214号

(題名改称)

平成18年3月31日告示第152号

平成19年7月3日告示第358号

平成27年3月31日告示第184号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市エコトピア山田環境保全協定(以下「協定」という。)に基づき、松本市エコトピア山田環境保全協議会(以下「協議会」という。)を設置し、運営することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、協定第3条第1項に掲げる事項を所掌する。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 山田町会代表
- (2) 地元選出市議会議員
- (3) 有識者
- (4) 市職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、原則として年2回開催し、必要に応じて随時開催する。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

5 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、環境部環境業務課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成16年6月10日告示第214号)

この告示は、平成16年6月10日から施行する。

附 則(平成18年3月31日告示第152号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月3日告示第358号)

この告示は、平成19年7月13日から施行する。

附 則(平成27年3月31日告示第184号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。